

監査報告書

令和6年5月22日

学校法人金沢学院大学
理事会 御中
評議員会 御中

監事 
監事 

私たちは学校法人金沢学院大学の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の学校法人の業務、財産の状況及び計算書類等、すなわち事業報告書、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）及び財産目録について監査を行い、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法の概要

学校法人金沢学院大学寄附行為第10条に基づき作成した監査の方針、業務の分担等に従い、理事会、その他重要な会議に出席したほか、理事等から業務の執行の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、設置されている学校において業務及び財産の状況を調査しました。また、窪田公認会計士から監査の報告及び説明を受け、計算書類等につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 学校法人金沢学院大学の業務に関する決定及び執行並びに理事の業務執行は適切であると認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、事業報告書、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）及び財産目録の記載と合致し、適法かつ正確に法人の収支状況及び財政状況を示していると認めます。
- (3) 学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

以上